

案 件

## グループホームにおける重度障害者の受入促進について

福祉事務所 障害企画課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

本市における障害者グループホームの整備の位置づけについては、障害者が、自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう、共同生活援助（グループホーム）整備・拡充に努めることとしており、障害福祉計画において目標数値を掲げ、目標の達成に向け、事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施しているところです。

グループホームの新規開設において、実績や経験も乏しく、最低限の人員配置で中・軽度の利用者を入居させるといった事業所が増加するなど、全国的にも新規開設事業所について重度障害者の受け入れが進まない状況にあり、令和4年度の市政運営方針においても重度障害者が安心して地域で生活できるようグループホームへの支援を行うこととしているところです。

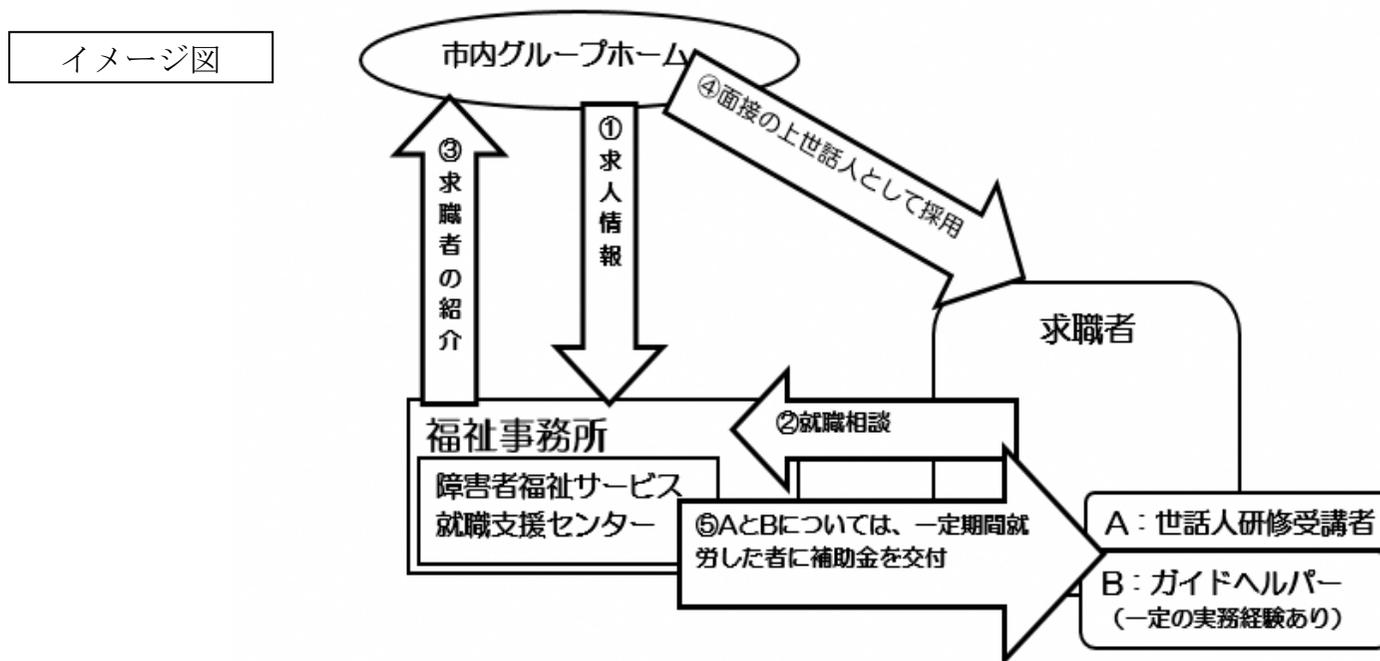
現在、グループホームの支援に係るマンパワー不足と、市補助金により事業所の参入は一定見られるものの、開設後定員を満たせないといった事例が発生していることなどが、重度障害者の受け入れに係る課題と考えられ、課題解決に向け、グループホームの支援に係るマンパワー不足の解消に向けた取り組み及び、補助制度の見直しを行うものです。

## 2. 内容

前述の2つの課題の解決に向け、以下の取り組みを進めてまいります。

### 1. 障害者福祉サービス就職支援センター（無料職業紹介事業所）の設置

市内の障害者グループホームにおける世話人等の人材確保を目的とした障害者福祉サービス就職支援センター（無料職業紹介事業所）の機能を設け、就職希望者とグループホームの求人とのマッチングを行い、人材不足の解消をめざすものです。



## 2. グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の拡充

研修修了者の受講料について半額を助成する。また、研修修了者及び一定の実務経験を有するガイドヘルパーが無料職業紹介事業を通じグループホームの世話人として就職した際の補助金の支給要件を見直すものです。

	新（改正案）	旧（現行）
対象	研修修了者及び一定の実務経験を有するガイドヘルパー資格者で、無料職業紹介所を通じ、市内グループホームに就職し、6か月および1年間継続して就労した者	研修修了後、市内グループホームに就職し、年度末および翌年度末まで継続して就労した者
補助額	受講料の半額：1,000円（研修修了者） 6か月の継続就労時：20,000円 1年間の継続就労時：40,000円	受講料の半額：1,000円（研修修了者） 受講年度末までの継続就労時：20,000円 受講の翌年度末までの継続就労時：40,000円
事業費	1,400千円 （財源については福祉基金を活用）	610千円 （財源については福祉基金を活用）

《事業費》 補助金：1,400千円

《財 源》 その他（福祉基金）：1,400千円

### 3. 現行のグループホーム運営支援補助金の見直し

重度障害者（支援区分5・6）への夜間及び休日のホーム内での支援のため、ガイドヘルパー等を世話人として新たに雇用するための費用を補助するものです。

	新（改正案）	旧（現行）
対象	支援区分5・6の本市重度障害者が全入居者の8割以上で、常駐により夜間及び土・日曜の支援を行う市内グループホーム	本市障害者の受け入れに対し、生活支援員が巡回することにより支援を行う市内グループホーム
補助額	開設日1日当たり5,000円を上限	① 身体障害者手帳総合等級1、2級 ② 療育手帳A判定（重度）③ 精神障害者保健福祉手帳1級 500円/日 ④重症心身障害者（身体障害者《肢体》1、2級と療育手帳A判定） 900円/日 ⑤上記①～④以外の障害者 100円/日
事業費	36,000千円	33,150千円

※令和5年度から現行の「グループホーム運営支援補助金」の見直しによる新制度を実施するが、令和5年度については経過措置として現行制度による補助を並行して行うもの。

《事業費》 補助金：69,150千円（内訳）新制度分：36,000千円及び経過措置分：33,150千円

《財 源》 一般財源：69,150千円

#### 4. グループホーム新規開設補助金の対象費用の見直し

現行、共用部分の家財の購入や、物件の賃貸費用も対象費用としていたところを、重度障害者受け入れに係る設備投資のみを給付対象としたうえで、支給上限額の見直しも行います。

	新（改正案）	旧（現行）
対象	①市内グループホームが区分4以上の障害者の受け入れるための、バリアフリー工事等の住居改造等にかかる経費 ②入居定員に対し区分4以上の者が80%を超え、かつ本市障害者が75%以上の市内グループホームがスプリンクラーを設置若しくはスプリンクラーが設置可能な物件への転居費用	市内グループホームが新規開設もしくは増員を伴う増設に係る以下の経費 ①不動産物件の買上げ又は借上げ ②バリアフリー化等の改修 ③自動火災警報装置等の消防設備の設置 ④共用電化製品の購入
補助額	3,000千円を補助基本額とし、負担割合市3/4：事業者1/4 （交付上限額：2,250千円）	交付上限額 新設：1,200千円 増設：300千円（当該増設により増加する定員1名あたり）
事業費	15,750千円	10,800千円

《事業費》 補助金：15,750千円

《財 源》 一般財源：15,750千円

### 3. 実施時期等

令和5年（2023年）4月

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち  
施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



### 5. 関係法令・条例等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 6. 事業費・財源及びコスト

【令和5年度（2023年度）当初予算に計上】

《事業費総額》 86,300千円

支出内訳 補助金：86,300千円

《財 源》 その他（福祉基金）： 1,400千円

一般財源：84,900千円